

70歳以上の方へ

「限度額認定証」の申請またはオンライン

資格確認の同意にご協力ください!!



70歳以上で非課税世帯の方は入院時医療費・入院食事療養費の減額制度がありますので対象となる方はぜひ申請しましょう。申請されたら早めに総合受付へ「認定証」のご掲示をお願いします。(オンライン資格確認の同意をされた方は不要です。)

また、70歳以上で3割負担の方は入院時医療費の区分が3つに分かれるため、「こちらも「認定証」の申請・提示が必要です。」「認定証」がない場合は「Ⅲ」の区分が適用されますのでご注意ください。「認定証」を既にお持ちの方は病院窓口にご提示ください。

診療報酬改定により令和6年6月から金額が変わりました

《入院食事療養費》

区分	金額(1食)	
一般 2024年5月31日まで460円	490円	
非課税世帯の方	3ヶ月までの入院 2024年5月31日まで210円	230円
	4ヶ月以降の入院(91日以上) 2024年5月31日まで160円	180円
	低所得者(年収80万未満)及び老齢福祉年金受給者	110円

《入院時医療費》

区分	月額
高所得者 <small>は認定証の提示が必要です</small>	Ⅲ 252,600円+1% (多数該当140,100円)
	Ⅱ 167,400円+1% (多数該当93,000円)
	Ⅰ 80,100円+1% (多数該当44,400円)
一般	57,600円 (多数該当44,400円)
低所得者	Ⅱ 24,600円
低所得者(年収80万未満)及び老齢福祉年金受給者	Ⅰ 15,000円

オンライン資格確認について

医療機関でマイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号により医療保険の資格情報を確認できるシステムです。

どんなメリットがあるの?

事前に限度額認定証の申請しなくても医療機関で本人の限度額情報がシステムで確認することができ、「限度額認定証」の交付手続が不要です。

直接申請に行かれる方へ

●75歳以上の後期高齢者医療費保険者証をお持ちの方
↓福祉事務所へ印鑑・後期高齢者医療被保険者証を添えて申請

●70歳から74歳までの方
↓国民健康保険課(市区役所)へ印鑑・健康保険証を添えて申請

※非課税世帯で入院日数が91日以上の方は食事代が230円から180円になります。オンライン資格確認されている方でも左記認定証をお持ちの方は必ず総合受付へご掲示ください!!

記号		番号	
住所	氏名	性別	男女
氏名	生年月日	年	月
発効期日	平成	年	月
有効期限	平成	年	月
適用区分			
長編入院 版当年月日	平成	年	月
保険者番号 及び保険者の 名称及び印			